

## V 条例・規則、適合証

# 静岡県福祉のまちづくり条例

[平成7年10月18日 条例第47号]

## 目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 福祉のまちづくりに関する施策（第8条－第13条）

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備（第14条－第19条）

第2節 特定公共的施設の整備（第20条－第24条）

第3節 公共的施設以外の施設等の整備（第25条－第27条）

第4章 雑則（第28条・第29条）

附則

すべての人が個人として尊重され、等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、様々な交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる社会の実現は、私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障害者、高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるだれもが住みよい福祉のまちづくりを推進していくことが必要である。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 公共的施設 社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

**第3条** 県は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

(市町の責務)

**第4条** 市町は、県の施策と相まって、当該地域の実情に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を実施する責務を有する。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その事業の用に供する施設等を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

**第6条** 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、県民総参加による福祉のまちづくりを推進するため、自ら進んで福祉の学習活動、障害者、高齢者等との交流活動、ボランティア活動等に積極的に参加するとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

**第7条** 県、市町、事業者及び県民は、それぞれの責務を自覚し、一体となって福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 県及び市町は、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の事業が実施される機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するものとする。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

**第8条** 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- (1) すべての県民が福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう県民意識の高揚を図る。
- (2) 障害者、高齢者等が自らの意思で自由に移動し、安全かつ円滑に利用できるよう公共的施設等の整備を促進する。

(広報及び情報の提供等)

**第9条** 県は、福祉のまちづくりに関する事業者及び県民の理解を深め、自主的な活動を促進するため、必要な広報及び情報の提供を行うものとする。

2 県は、市町、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(教育の充実)

**第10条** 県は、障害者、高齢者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむための教育の充実に努めるものとする。

(交流・ふれあいの促進)

**第11条** 県は、地域社会における障害者、高齢者等との交流・ふれあいの機会の提供及び充実に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

**第12条** 県は、県民が障害者、高齢者等の福祉に関するボランティア活動を実践でき

るよう必要な施策の推進に努めるものとする。

**(財政上の措置)**

**第13条** 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### **第3章 公共的施設等の整備**

#### **第1節 公共的施設の本整備**

**(整備基準)**

**第14条** 知事は、障害者、高齢者等が公共的施設を安全かつ円滑に利用できるものとするため、公共的施設のうち不特定かつ多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他必要と認める部分の構造及び設備の本整備に関し必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、公共的施設の区分に応じ、規則で定める。

**(公共的施設の本整備)**

**第15条** 公共的施設の本新築若しくは新設又は整備基準に係る部分の本増築、改築、用途の変更（施設の本用途を変更して公共的施設としようとする場合に限る。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号の本大規模の本修繕若しくは同条第15号の本大規模の本模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該新築等に係る部分を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ円滑に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

2 公共的施設の本新築等をしようとする者は、前項本文の本措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該新築等に係る部分の本整備基準への適合状況の本把握に努めなければならない。

**(指導及び助言)**

**第16条** 知事は、前条第1項本文の本措置の本適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共的施設の本新築等をしようとする者に対し、当該公共的施設の本設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

**(既存施設の本整備)**

**第17条** この条例の本施行の際現に存する公共的施設（以下「既存施設」という。）を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準への適合状況を把握するとともに、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、整備基準に適合していない既存施設について、特に整備の必要があると認めるときは、当該既存施設を所有し、又は管理する者に対し、必要な要請を行うことができる。

**(適合証の本交付)**

**第18条** 公共的施設を所有し、又は管理する者は、知事に対し、公共的施設が整備基

準に適合していることを証する証票（次項において「適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

#### （維持保全等）

**第19条** 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

- 2 何人も、障害者、高齢者等の通行の妨げになるような状態で歩道上に自転車、看板その他の物を置く等障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

### 第2節 特定公共的施設の整備

#### （新築等の届出）

**第20条** 公共的施設で、その種類に応じて規則で定めるもの（以下「特定公共的施設」という。）の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た内容の変更（規則で定める場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その変更の内容を知事に届け出なければならない。

#### （指示）

**第21条** 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による届出（以下単に「届出」という。）をした者に対し、当該特定公共的施設的设计及び施工に係る事項について必要な指示をすることができる。

- (1) 届出の内容が整備基準に照らして著しく不十分であるとき。
- (2) 工事の内容が届出の内容と異なるとき。

#### （報告の徴収及び立入調査）

**第22条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出をした者（すべき者を含む。）に対し、当該特定公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該特定公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### （勧告）

**第23条** 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が届出を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

#### （公表）

**第24条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

できる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第3節の規定の例により、当該事業者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

### 第3節 公共的施設以外の施設等の整備

#### （公共車両等の整備）

**第25条** 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶（以下この条において「公共車両等」という。）を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共車両等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （公共工作物の整備）

**第26条** 交通信号機、案内標識、バスの停留所、公衆電話所等公共の用に供する工作物（以下この条において「公共工作物」という。）を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共工作物について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （住宅の整備）

**第27条** 県民は、その所有する住宅について、自らの高齢化等に対応し、将来にわたって安全かつ円滑に暮らすことのできるようその整備に努めるものとする。

- 2 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

## 第4章 雑 則

#### （国等に関する特例）

**第28条** 国、県、市町その他規則で定める者については、第16条及び前章第2節の規定は、適用しない。

- 2 知事は、国、市町その他規則で定める者が公共的施設の新築等をしようとする場合には、整備基準への適合その他必要な措置を講ずるよう要請を行うことができる。

#### （規則への委任）

**第29条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新築等の工事に着手している公共的施設については、既存施設とみなす。

### 附 則

この条例は、公布の日（平成19年3月20日）から施行する。

# 静岡県福祉のまちづくり条例施行規則

[平成8年1月12日 規則第1号]

## (趣旨)

**第1条** この規則は、静岡県福祉のまちづくり条例(平成7年静岡県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (公共的施設)

**第2条** 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

## (整備基準)

**第3条** 条例第14条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

## (公共的施設整備計画表)

**第4条** 条例第15条第2項又は第17条第1項の規定による整備基準への適合状況の把握は、様式第1号による公共的施設整備計画表により行うものとする。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける公共的施設(以下「法適用施設」という。)にあつては、この限りでない。

## (適合証の請求)

**第5条** 条例第18条第1項の規定による請求は、様式第2号による適合証交付請求書に公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、第7条の特定公共的施設新築等届出書又は第8条の特定公共的施設新築等変更届出書を提出している場合は、当該届出書の副本をもって同表に掲げる図書に代えることができる。

## (特定公共的施設)

**第6条** 条例第20条第1項の特定公共的施設は、別表第1の左欄に掲げる施設で、その新築等に係る規模等が同表の右欄に該当するもの(法適用施設を除く。)とする。

## (新築等の届出)

**第7条** 条例第20条第1項の規定による届出は、当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、様式第3号による特定公共的施設新築等届出書に特定公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、当該特定公共的施設の種別が建築物である場合において、特定公共的施設新築等届出書を建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)と同時に提出し、かつ、条例第15条第1項本文に規定する措置の内容が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、同表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図を省略するこ

とができる。

#### (変更の届出)

**第8条** 条例第20条第2項の規定による届出は、様式第4号による特定公共的施設新築等変更届出書に特定公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行わなければならない。

#### (届出の必要のない変更)

**第9条** 条例第20条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするための変更を行う場合
- (2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日について3月以内の変更を行う場合

#### (身分証明書)

**第10条** 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、様式第5号によるものとする。

#### (公表する事項等)

**第11条** 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第23条の規定による勧告を受けた者が個人である場合にあってはその者の住所、法人である場合にあってはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
  - (2) 条例第23条の規定による勧告の対象となった特定公共的施設の名称、所在地その他の知事が必要と認める事項
- 2 条例第24条第1項の規定による公表は、県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

#### (国等に準ずる者)

**第12条** 条例第28条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体の組合
- (2) 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (3) 土地開発公社

#### (書類の部数)

**第13条** 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、第7条及び第8条に規定する書類にあっては正本1部及び副本1部、その他の書類にあっては1部とする。

### 附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成11年3月31日規則第40号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の精神薄弱者福祉法施行細則及び静岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。



**附 則(平成11年9月28日規則第66号)**

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

**附 則(平成12年3月31日規則第61号)**

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている請求書等は、改正後の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の相当する様式により提出された請求書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則(平成12年6月30日規則第109号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成13年1月5日規則第1号)**

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則(平成15年3月28日規則第22号抄)**

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則(平成16年3月25日規則第2号)**

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により新たに特定公共的施設に含まれることとなる建築物及び公共交通機関の施設に係る改正後の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則第7条の届出については、同条中「当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに」とあるのは「静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年静岡県規則第2号)の施行の日以後速やかに」と読み替えるものとする。

**附 則(平成16年12月28日規則第69号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成17年3月31日規則第33号)**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則(平成18年10月1日規則第60号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成18年12月19日規則第69号)**

- 1 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。
- 2 法附則第4条第3項の規定により、法第14条第1項の規定が適用されない特別特定建築物(法第2条第17号の特別特定建築物をいう。)については、改正後の第4条の法適用施設

とみなす。

**附 則**(平成19年9月28日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。  
(静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第3条の規定による改正後の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の1の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に静岡県福祉のまちづくり条例(平成7年静岡県条例第47号)第15条第1項に規定する新築等(以下「新築等」という。)の工事に着手する建築物に適用し、施行日前に新築等の工事に着手した建築物については、なお従前の例による。この場合において、施行日から施行日以後40日を経過した日までの間に新築等の工事に着手する建築物についての新規則第7条の規定の適用については、同条中「当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成19年静岡県規則第50号)の施行の日後速やかに又は当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに」とする。

**附 則**(平成19年9月28日規則第51号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**(平成19年12月18日規則第61号)

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

**附 則**(平成19年12月26日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成20年9月30日規則第48号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則**(平成20年9月30日規則第49号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則**(平成23年9月30日規則第30号抄)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

**附 則**(平成24年3月30日規則第29号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**(平成25年3月29日規則第41号抄)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**(平成26年3月28日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**(平成26年12月24日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成29年3月31日規則第16号)

この規則は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第1

条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。ただし、別表第1の1の表(1)の項、(13)の項ア(ア)及び(17)の項の改正は、公布の日から施行する。

**附 則(令和元年7月1日規則第4号)**

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則(令和5年2月3日規則第1号)**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表(7)の項及び2の表並びに別表第2の改正並びに様式第1号(その1)の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第6条関係)

1 建築物

公共的施設		特定公共的施設
(1) 社会福祉施設	次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設 イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設 ウ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設 オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設 カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子・父子福祉施設 キ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設 ク 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保事業の用に供する隣保館等の施設 ケ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設	全てのもの
(2) 医療施設	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条に規定する助産所	公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が300平方メートル以上のもの
(3) 官公庁施設	国、地方公共団体又は第12条各号に掲げる者が設置する施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの(他の項に掲げる公共的施設を除く。)	全てのもの
(4) 教育施設	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校	全てのもの
	イ 学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上のもの

(5) 文化施設	ア 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館その他これに類する施設 イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、同法第31条第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設	全てのもの
(6) 削除		
(7) 宿泊施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供される施設	用途面積が500平方メートル以上のもの
(8) 娯楽施設	ア 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場 イ マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類する遊技施設	用途面積が500平方メートル以上のもの
(9) 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	全てのもの
(10) 展示施設	展示場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
(11) スポーツ及びレクリエーション施設	体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、ダンスホールその他これらに類する施設	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
(12) 環境衛生施設	ア 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が500平方メートル以上のもの
	イ 公衆便所 ウ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場	全てのもの
(13) 公益事業を営む店舗等	ア 次に掲げる公益事業を営む店舗 (ア) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業 (イ) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業 (ウ) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業 イ 社会福祉協議会、商工会議所、森林組合その他の公共的団体の事務所	用途面積が300平方メートル以上のもの
(14) 金融機関等の店舗	次に掲げる金融機関等の店舗 ア 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行 イ 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行 ウ 日本銀行法(平成9年法律第89号)による日本銀行	用途面積が300平方メートル以上のもの

	<p>エ 信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫</p> <p>オ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合</p> <p>カ 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合</p> <p>キ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に掲げる信用協同組合</p> <p>ク 労働金庫法(昭和28年法律第227号)による労働金庫</p> <p>ケ 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)による農林中央金庫</p> <p>コ 株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)による株式会社商工組合中央金庫</p> <p>サ 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)による株式会社日本政策金融公庫</p> <p>シ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者</p> <p>ス 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者</p>	
(15) 物品販売業を営む店舗	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が500平方メートル以上のもの
(16) 飲食店等	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
(17) サービス業を営む店舗等	ア 日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項に規定する郵便局	全てのもの
	イ 簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第7条第1項に規定する委託業務を行う施設	
(18) 自動車車庫	ウ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が500平方メートル以上のもの
	自動車の停留又は駐車のための施設(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの(以下「機械式駐車場」という。))を除く。	用途面積が500平方メートル以上のもの
(19) 自動車教習所等	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
(20) 複合施設	(1)から(3)まで、(5)及び(7)から(19)までの項に掲げる施設のうち異なる項に属するものが2以上存する建築物の当該施設の用途に供する部分	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
(21) 共同住宅等	1棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅又は1棟当たりの室数が51室以上の寄宿舎若しくは下宿	全てのもの

(22) 地下街等	ア 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の2第1項に規定する地下街 イ 消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(16の3)項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの	全てのもの
(23) 事務所	事務所の用に供するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
(24) 工場	工場の用に供するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの

## 2 公共交通機関の施設

公共的施設	特定公共的施設
法第2条第6号に規定する旅客施設(以下単に「旅客施設」という。)	全てのもの

## 3 道路

公共的施設	特定公共的施設
道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。)	全てのもの

## 4 公園等

公共的施設	特定公共的施設
(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 (3) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 (4) 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設に該当する動物園又は植物園 (5) (1)から(4)までに掲げる公共的施設以外の公園、緑地、動物園、植物園、遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が2,500平方メートル以上のもの	全てのもの

## 5 建築物以外の路外駐車場

公共的施設	特定公共的施設
駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(機械式駐車場を除く。)	自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの

別表第2（第3条関係）

1 建築物に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
<p>(1) 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>
<p>(2) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が(1)の項イの(ウ)に該当するもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
<p>(3) 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）のうち階段に代わり、又はこれに併設するもの</p>	<p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分の上端に近接する踊場の部分が(1)の項イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>
<p>(4) 便所</p>	<p>ア 1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することが</p>



	<p>できるものとして次に定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。</p> <p>a 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、車椅子使用者用便房であることを表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。</p>
(5) 敷地内の通路	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
(6) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場及び共同住宅等に設ける駐車場を除き、1以上の駐車場に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設であることを表示すること。</p> <p>(ウ) (ア)の項アの(ウ)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
(7) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）	<p>ア 次に掲げる場合（地下街等に設ける場合を除く。）には、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路とすること。</p> <p>(ア) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室（直接地上へ通ずる出入口のある階（(7)の項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあつては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>(イ) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(ウ)において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>(ウ) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p>

- イ 利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。
- (7) 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。
  - (イ) 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
    - a 幅は、80センチメートル以上とすること。
    - b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - (ロ) 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。
    - a 幅は、120センチメートル以上とすること。
    - b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
    - c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - (ハ) 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(3)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。
    - a 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
    - b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
    - c 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
  - (ニ) 当該利用円滑化経路を構成する昇降機（(カ)に定めるものを除く。(オ)において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。
    - a 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
    - b 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
    - c 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
    - d 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
    - e 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
    - f 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
    - g 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
    - h 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（教育施設、自動車教習所等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の利用円滑化経路を構成する昇降機にあつては、aからcまで、e及びfに定めるもののほか、次に掲げるものとする。
      - (a) 籠の床面積は、1.83平方メートル以上とすること。
      - (b) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

- i 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあつては、a から h までに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、昇降機及び乗降ロビーが(1)の項イの(ウ)に該当するものである場合は、この限りでない。
  - (a) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
  - (b) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
  - (c) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (カ) 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に定める構造方法とすること。
  - a エレベーターにあつては、次に掲げるものとする。
    - (a) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第9号に規定するものとする。
    - (b) 籠の床面積は、0.84平方メートル以上とすること。
    - (c) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の床面積が十分に確保されていること。
  - b エスカレーターにあつては、次に掲げるものとする。
    - (a) 2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降させることができ、かつ、当該運転時の定格速度が30メートル以下であること。
    - (b) 2枚以上の踏段を同一の面とした先端の部分に車止めを設けること。
- (キ) 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(5)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。
  - a 幅は、120センチメートル以上とすること。
  - b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
  - c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - d 傾斜路は、次に掲げるものとする。
    - (a) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
    - (b) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
    - (c) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

	<p>ウ アの(7)に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりイの(キ)の規定によることが困難である場合におけるア及びイの規定の適用については、アの(7)中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>(8) 案内設備までの経路</p>	<p>ア 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、道等から案内設備までの経路が(1)の項イの(ウ)に該当するもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路がイに定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせたもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>a 車路に近接する部分</p> <p>b 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（(1)の項イの(7)若しくは(イ)のいずれかに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分を除く。）</p>
<p>(9) レジ通路及び公共的施設の改札口</p>	<p>ア 物品販売業を営む店舗等のレジ通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 公共的施設の入場料金等を徴収するための改札口のうち1以上は、アに定めるものとする。</p>

## 2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
<p>(1) 障害者、高齢者等が円滑に通 行できる経路 (以下「移動円 滑化経路」とい う。)</p>	<p>ア 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（条例第25条に規定する公共車両等及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路のうち乗降場ごとに1以上を移動円滑化経路とすること。</p> <p>イ 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>ウ 移動円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、aに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 当該移動円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、(7)のaに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路を構成する傾斜路は、1の表(7)の項イの(エ)のaからcまでに定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(エ) 当該移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。</p> <p>a 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 籠の幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>c 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するた</p>

	<p>めの鏡を設けること。ただし、bのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>d 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>e 籠内に手すりを設けること。</p> <p>f 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。</p> <p>g 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>h 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>i 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>j 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>k 乗降ロビーの幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>l 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。</p> <p>(カ) 当該移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に掲げるものとする。ただし、e及びfについては、複数のエスカレーターを隣接した位置に設ける場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>a 踏段の表面及びびくし板は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>b 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあること。</p> <p>c 踏段の端部とその周囲の部分及びびくし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等により踏段相互及びびくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>d エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等にエスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でない場合は、この限りでない。</p> <p>e 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>f 踏段の面は、車椅子使用者の円滑な昇降に必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。</p> <p>(キ) 当該移動円滑化経路を構成する改札口のうち1以上の幅は、80センチメートル以上とすること。</p>
<p>(2) 通路その他これに類するもの (以下「通路</p>	<p>ア 通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(イ) 段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きい</p>

<p>等」 という。)</p>	<p>こと等により段を容易に識別でき、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>イ 階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(ウ) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(オ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(カ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(キ) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>エ 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>オ エの規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と(1)の項ウの(エ)のjの基準に適合する乗降ロビーに設ける制御装置、(5)の項エの規定により設ける設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び(4)の項の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、エのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>カ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
<p>(3) 便所</p>	<p>ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器その他これに類する小便器を</p>

	<p>1以上設けること。</p> <p>エ ウの規定により設ける小便器には手すりを設けること。</p> <p>オ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所（便房を含む。以下同じ。）を1以上設けること。</p> <p>カ 移動円滑化経路とオに規定する便所との間の経路における通路のうち1以上は(1)の項ウの(イ)のaからcまでに掲げるものとする。</p> <p>キ オに規定する便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) 出入口には、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造であることを表示する標識を設けること。</p> <p>(エ) 出入口に戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(オ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(カ) 便房には、腰掛便座、手すり及び障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p>
<p>(4) 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>ア 乗車券等販売所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、(1)の項ウの(イ)のaからcまでに掲げるものとする。</p> <p>(イ) 出入口のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ウ) カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>イ 待合所及び案内所のうちそれぞれ1以上は、アに定める構造に準ずるものとする。</p>
<p>(5) 案内設備</p>	<p>ア 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入</p>



	<p>口又は改札口。エにおいて同じ。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>エ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
(6) 券売機及び休憩設備	<p>ア 乗車券等販売所の券売機のうち1以上は、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>イ 障害者、高齢者等の休憩の用に供する休憩設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
(7) 乗降場	<p>ア 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>(イ) プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>(ウ) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(オ) ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(カ) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段を設置している場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(キ) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合及びホームドア又は可動式ホーム柵を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 軌道停留場のプラットホームは、アに定める構造に準ずるものとする。</p> <p>ウ バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車の用に供する場所(以下「自動車用場所」という。)に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(ウ) 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造</p>

	<p>とすること。</p> <p>エ 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋は、次に掲げるものとする。ただし、(イ)及び(ウ)については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(ウ) 手すりを設けること。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>
--	---

### 3 道路に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 歩道	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 勾配は、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>エ 巻き込み部分及び横断歩道と接する部分には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 旅客施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>カ 横断歩道、バスの停留所等に接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する部分を設けること。</p>
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	<p>階段及び傾斜路には、手すりを設けること。</p>

#### 4 公園等に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口及び改札口	<p>ア 1以上の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</li> <li>(イ) 幅は、120センチメートル以上とする。</li> <li>(ロ) 縦断勾配は、8パーセント以下とする。</li> <li>(ハ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。</li> <li>(ニ) 車止め柵を設ける場合には、有効幅員を90センチメートル以上とする。</li> </ul> <p>イ 1以上の改札口は、1の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。</p>
(2) 園路	<p>主要な園路のうち、1以上の園路は、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口に接するものとし、かつ、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</li> <li>(イ) 幅員は、120センチメートル以上とする。</li> <li>(ロ) 縦断勾配は、8パーセント以下とし、かつ、横断勾配は、水勾配程度とすること。</li> <li>(ハ) 4パーセント以上の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設ける。</li> <li>(ニ) 縁石を切り下げる場合には、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、すりつけ勾配は8パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。</li> <li>(ホ) 園路を横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとする。</li> <li>(ヘ) 階段を設ける場合には、当該階段は、(ロ)に定める構造の傾斜路を併設し、かつ、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 幅は、120センチメートル以上とする。</li> <li>b 手すりを設ける。</li> <li>c 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</li> <li>d 高低差が250センチメートルを超える場合は、高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設ける。</li> <li>e 段がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</li> </ul> </li> <li>(ヘ) (ヘ)の階段に併設する傾斜路は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 幅は、90センチメートル以上とする。</li> <li>b 傾斜路の縦断勾配は、8パーセント以下とする。</li> <li>c 高低差が75センチメートルを超える場合は、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設ける。</li> <li>d 手すりを設ける。</li> <li>e 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</li> <li>f 傾斜がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</li> </ul> </li> </ul>

(3) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場を除き、車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 出入口又は改札口に通ずる位置で、かつ、当該出入口又は改札口との間の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設であることを表示すること。</p>
(4) 案内表示及び案内表示からの経路	<p>障害者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

#### 5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口	<p>1以上の出入口は、1の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。</p>
(2) 駐車場	<p>ア 車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設は、4の表(3)の項イに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ (1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子利用者用駐車施設へ至る通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 高低差がある場合は、傾斜路又は1の表(7)の項イの(カ)のaに定める構造の昇降機を設けること。</p> <p>(エ) (ウ)に定める傾斜路は、1の表(3)の項アからウまで及び同表(7)の項イの(エ)のaからcまでに定める構造に準じたものとする。</p>

別表第3（第5条、第7条、第8条関係）

種 類	添 付 図 書	明 示 す べ き 事 項
建 築 物	公共的施設整備計画表 （建築物）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
公 共 交 通 機 関 の 施 設	公共的施設整備計画表 （公共交通機関の施設）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、階段、昇降機、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法
道 路	公共的施設整備計画表 （道路）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所的位置、寸法及び土地の高低
公 園 等	公共的施設整備計画表 （公園等）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
建 築 物 以 外 の 路 外 駐 車 場	公共的施設整備計画表 （建築物以外の路外駐車場）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

様式第1号（その1）（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公共的施設整備計画表（建築物）

建築物の棟の名称		用 途			
工 事 種 別		新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替		階 数	
階 別	階 別 の 用 途	公共的施設の用途に供する部分の床面積		公共的施設の用途に供する部分以外の床面積	合 計
		新築等の部分	既存部分		
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	/	/
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
合 計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

1 廊下等

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設			

2 階段

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
手すりの設置			
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
識別しやすい段			
つまずきにくい段			
段がある部分の上端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設			
主たる階段としての回り階段の設置の禁止			

3 傾斜路

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
手すりの設置			
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
識別しやすい傾斜路			
傾斜がある部分の上端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設			

4 便所

整備基準		内 容		適合状況	※摘要
		男子用便所又は男女兼用便所	女子用便所		
1以上の便所	車椅子使用者用便所の設置	か所	か所		
	車椅子使用者用便所の構造				
	腰掛便座、手すり等の適切な配置 十分な空間の確保				
	出入口又はその付近への車椅子使用者用便所の設置標識の掲示				
男子用小便器のある1以上の便所への床置き式小便器の設置		か所			

5 敷地内の通路

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		

段	手すりの設置			
	識別しやすい段			
	つまずきにくい段			
傾斜路	手すりの設置			
	識別しやすい傾斜路			

## 6 駐車場

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の車椅子使用者用駐車施設の設置		か所		
車椅子使用者用駐車施設	幅350cm以上	幅 cm		
	当該駐車施設又はその付近への車椅子使用者用駐車施設の設置の表示			
	設置の位置（利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置）			

## 7 利用円滑化経路

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の利用円滑化経路の設置	道等から利用居室	か所		
	利用居室から車椅子使用者用便房	か所		
	車椅子使用者用駐車施設から利用居室	か所		
階段又は段	設置の禁止			
出入口	幅 80 cm以上	幅 cm		
	戸 自動開閉式その他の車椅子使用者が容易に通過可能な構造かつ前後に高低差がないこと	自動・引戸・開戸・( )		
廊下等	幅 120cm 以上	幅 cm		
	50m 以内ごとに車椅子転回用空間の確保 戸 自動開閉式その他の車椅子使用者が容易に通過可能な構造かつ前後に高低差がないこと	自動・引戸・開戸・( )		
傾斜路	幅 120cm（階段併設の場合 90cm）以上	幅 cm		
	勾配1/12（高さ16cm以下の場合1/8）以下 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高低差 cmごと 踏幅 cm		
昇降機	籠停止階 利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階			
	籠及び昇降路の出入口 幅80cm以上	幅 cm		
	籠 奥行き135cm以上	奥行き cm		
	乗降ロビー 高低差がなく幅及び奥行き150cm以上 昇降方向表示装置の設置	幅 cm 奥行き cm		
	籠内及び乗降ロビー 車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置			
	籠内 停止予定階及び現在位置表示装置の設置			
	2,000㎡以上の建築物の籠 床面積1.83㎡以上 車椅子転回に支障のない構造	床面積 ㎡		
主に視覚障害者が利用する場合	籠内 到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			
	籠内及び乗降ロビー 視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置			
	籠内又は乗降ロビー 昇降方向を音声により知らせる装置の設置			
特殊な構造又は使用形態の昇降機	エレベーター 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定する段差解消機 籠 床面積0.84㎡以上	床面積 ㎡		
	籠内 十分な床面積の確保（車椅子の方向を変更する必要がある場合）			
	エスカレーター 2枚以上の踏段の同一平面保持かつ定格速度30m以下 同一平面とした2枚以上の踏段の先端への車止めの設置			
敷地内の	幅120cm以上	幅 cm		

通路	50m以内ごとに車椅子転回用空間の確保					
	戸 自動開閉式その他の車椅子使用者が容易に通過可能な構造かつ前後に高低差がないこと		自動・引戸・開戸・( )			
	傾斜路	幅120cm (階段併設の場合90cm) 以上	幅	cm		
		勾配1/12 (高さ16cm以下の場合1/8) 以下				
	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高低差	cmごと		
			踏幅	cm		

## 8 案内設備までの経路

整備基準		内 容	適合状況	※摘要
1以上の視覚障害者利用円滑化経路の設置				
視覚障害者利用円滑化経路	視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声等誘導設備の設置	か所		
	車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設			
	段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設			

## 9 レジ通路及び公共的施設の改札口

整備基準		内 容	適合状況	※摘要
1以上のレジ通路及び公共的施設の改札口	幅80cm以上	幅	cm	
	車椅子使用者が容易に通過可能な構造の戸	自動・引戸・開戸・( )		
	車椅子使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			

### 備考

- 公共的施設である建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに作成してください。
- 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 適合状況欄は、次により記入してください。
  - …整備基準に適合しているとき。
  - ×…整備基準に適合していないとき。
  - △…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。
  - ／…整備基準の適用がないとき。
- この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書又は特定公共的施設新築等届出書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。



様式第1号(その2) (第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

公共的施設整備計画表(公共交通機関の施設)

公共交通機関の施設の名称		用 途	
--------------	--	-----	--

1 移動円滑化経路

整 備 基 準		内 容	適合状況	※摘 要	
1以上の移動円滑化経路の設置	公共用通路から車両等の乗降口	か所			
	高低差がある場合の傾斜路又はエレベーター等の設置				
出入口	幅90cm(構造上やむを得ない場合80cm)以上	幅 cm			
	戸 幅90cm以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・ 開戸・( )			
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
通路	幅140cm(末端の付近及び50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合120cm)以上	幅 cm			
	戸 幅90cm以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・ 開戸・( )			
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
傾斜路	幅120cm(階段併設の場合90cm)以上	幅 cm			
	勾配1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下				
	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高低差 cm 踏幅 cm			
エレベーター	かご 幅140cm以上、奥行き135cm以上	幅 cm 奥行き cm			
	かご内	出入口確認のための鏡の設置			
		手すりの設置			
		停止予定階及び現在位置表示装置の設置			
		到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			
	かご及び昇降路の出入口	幅80cm以上	幅 cm		
		戸 かご内が視覚的に確認できる構造			
		戸 開扉時間延長機能			
かご内及び乗降ロビー	車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置 視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置の設置				
乗降ロビー	幅及び奥行き150cm以上	幅 cm 奥行き cm			
	昇降方向を音声により知らせる装置の設置				
エスカレーター	踏段及びくし板	滑りにくい仕上げ	仕上材料		
		境界線の容易な識別			
	昇降口の踏段 3枚以上同一平面				
	エスカレーターへの進入可否の表示				
幅80cm以上	幅 cm				
踏段 車いす使用者に必要な広さとすることができる構造かつ車止めの設置					
改札口	1以上の幅80cm以上	幅 cm			

2 通路等

整 備 基 準		内 容	適合状況	※摘 要
通路	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
	段 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造			
階段	両側への手すりの設置			

	手すりの端部付近への点字表示			
	回り段の設置の禁止			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
	識別しやすい段			
	つまずきにくい段			
	両側への立ち上がり部の設置			
傾斜路	両側への手すりの設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
	両側への立ち上がり部の設置			
公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等	視覚障害者誘導用ブロック又は音声等誘導設備の設置			
	左欄の通路等から右欄の設備までの経路への視覚障害者誘導用ブロックの設置	エレベーターの乗降ロビーの制御装置までの経路		
		案内設備までの経路		
		便所の出入口までの経路		
		乗車券等販売所までの経路		
階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等への点状ブロック等の設置				

### 3 便所

整備基準		内容		適合状況	※摘要
		男子用便所又は男女兼用便所	女子用便所		
視覚障害者用設備の設置					
粗面又は滑りにくい仕上げの表面		仕上材料	仕上材料		
1以上の床置き式小便器の設置及び当該小便器への手すりの設置					
1以上の通路	幅140cm(末端の付近及び50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合120cm)以上	幅 cm	幅 cm		
	戸幅90cm以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・開戸・( )	幅 cm 自動・引戸・開戸・( )		
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
障害者、高齢者等が使用する1以上の便所	出入口	幅80cm以上	幅 cm	幅 cm	
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			
		標識の設置			
	戸幅80cm以上かつ障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・開戸・( )	幅 cm 自動・引戸・開戸・( )		
	車いす使用者が円滑に利用可能な十分な空間の確保				
便房 腰掛便座、手すり及び障害者、高齢者等の利用に適した水洗器具の設置					

### 4 乗車券等販売所、待合所及び案内所

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の乗車券等販売所	1以上の通路	幅140cm(末端の付近及び50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合120cm)以上	幅 cm	
		戸幅90cm以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・開戸・( )	
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止		
	1以上の出入口	幅80cm以上	幅 cm	
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止		
1以上のカウンター 車いす使用者の利用に適した構造		幅 cm 自動・引戸・開戸・( )		

1以上の待合所	1以上の通路	幅 140cm (末端の付近及び 50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合 120cm) 以上	幅	cm			
		戸 幅 90cm 以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅	cm	自動・引戸・開戸・( )		
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止					
	1以上の出入口	幅 80cm 以上	幅	cm			
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止					
		戸 幅 80 cm 以上かつ障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅	cm	自動・引戸・開戸・( )		
1以上のカウンター 車いす使用者の利用に適した構造							
1以上の案内所	1以上の通路	幅 140cm (末端の付近及び 50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合 120cm) 以上	幅	cm			
		戸 幅 90cm 以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅	cm	自動・引戸・開戸・( )		
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止					
	1以上の出入口	幅 80cm 以上	幅	cm			
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止					
		戸 幅 80 cm 以上かつ障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅	cm	自動・引戸・開戸・( )		
1以上のカウンター 車いす使用者の利用に適した構造							

## 5 案内設備

整備基準	内 容	適合状況	※摘 要
車両運行情報を表示するための設備及び音声により提供するための設備の設置			
移動円滑化のための主要な設備を表示する標識の設置			
移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板の設置			
視覚障害者用設備の設置	音・点字・( )		

## 6 券売機及び休憩設備

整備基準	内 容	適合状況	※摘 要
1以上の券売機 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造			
1以上の障害者、高齢者等の休憩設備の設置			

## 7 乗降場

	整備基準	内 容	適合状況	※摘 要
鉄道駅	プラットフォームと旅客用乗降口の床面の間隔の狭小化			
	プラットフォームと旅客用乗降口の床面の平面化			
	1以上の車いす使用者が円滑に乗降できる設備の設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		
	視覚障害者転落防止設備の設置			
	プラットフォームの端部への転落防止柵の設置			
軌道停留場	列車の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置			
	プラットフォームと旅客用乗降口の床面の間隔の狭小化			
	プラットフォームと旅客用乗降口の床面の平面化			
	1以上の車いす使用者が円滑に乗降できる設備の設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		
	視覚障害者転落防止設備の設置			
バスターミ	プラットフォームの端部への転落防止柵の設置			
	列車の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		

ナル	視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備の設置			
	車いす使用者が円滑に乗降できる構造			
旅客船ターミナルのタラップその他の設備	幅90cm以上	幅	cm	
	手すりの設置			
航空旅客ターミナルの旅客搭乗橋	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		
	幅90cm以上	幅	cm	
	勾配1/12以下			
	手すりの設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		

備考

- 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 2 適合状況欄は、次により記入してください。  
○…整備基準に適合しているとき。  
×…整備基準に適合していないとき。  
△…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。  
／…整備基準の適用がないとき。
- 3 この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書又は特定公共的施設新築等届出書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。

公共的施設整備計画表(道路)

道路の名称		道路の延長	m
-------	--	-------	---

1 歩道

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
幅員200cm以上	幅員 cm		
車いす使用者の通行に支障のない勾配	勾配 %		
巻き込み部分及び横断歩道に接する部分への車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			
視覚障害者の歩行が多い歩道への必要に応じた視覚障害者誘導用ブロックの敷設			
横断歩道及びバスの停留場等に接する歩道への必要に応じた歩行者等の滞留の用に供する部分の設置			

2 横断歩道橋及び地下横断歩道

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
階段及び傾斜路への手すりの設置			

備考

- 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 2 適合状況欄は、次により記入してください。  
 ○…整備基準に適合しているとき。  
 ×…整備基準に適合していないとき。  
 △…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。  
 /…整備基準の適用がないとき。
- 3 この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。

様式第1号（その4）（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公共的施設整備計画表（公園等）

公園等の名称		敷地面積	m <sup>2</sup>
公園等の種類	都市公園 ・ 児童遊園 ・ 緑地 ・ 博物館 ・ 動物園 ・ 植物園 ・ 遊園地 ・ その他( )		

1 出入口及び改札口

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の出入口	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
	幅120cm以上	幅 cm		
	縦断勾配8%以下	縦断勾配 %		
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			
	車止め柵の有効幅員90cm以上	幅員 cm		
1以上の改札口	幅80cm以上	幅 cm		
	車いす使用者が容易に通過可能な構造の戸	自動・引戸・開戸・( )		
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			

2 園路

整備基準		内容	適合状況	※摘要	
主要な園路のうち1以上の園路	1に定める構造の出入口又は改札口への接続				
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料			
	幅員120cm以上	幅員 cm			
	縦断勾配8%以下、かつ、横断勾配は水勾配程度	縦断勾配 %			
	4%以上の縦断勾配が50m以上続く場合における途中への150cm以上の水平部分の設置	水平部分の長さ cm			
	縁石の切下げ部分	切下げ部分の幅員120cm以上	幅員 cm		
		すりつけ勾配8%以下	すりつけ勾配 %		
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			
	つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない排水溝のふた				
	園路に設ける階段	階段に併設した傾斜路の設置			
		幅120cm以上	幅 cm		
		手すりの設置			
		粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
		高低差250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場の設置	高低差 cmごと 踏幅 cm		
		段がある部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設			
階段に併設する傾斜路		幅90cm以上	幅 cm		
		縦断勾配8%以下	縦断勾配 %		
		高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高低差 cmごと 踏幅 cm		
		手すりの設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料			
傾斜がある部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設					

3 駐車場

整備基準	内容	適合状況	※摘要
------	----	------	-----

車いす使用者用駐車施設の設置		か所		
車いす使用者用駐車施設	出入口又は改札口に近い位置への設置			
	幅350cm以上	幅	cm	
	当該駐車施設又はその付近への車いす使用者用駐車施設の設置の表示			

#### 4 案内表示及び案内表示からの経路

整備基準	内容	適合状況	※摘要
障害者、高齢者等に配慮した案内表示			
必要に応じた視覚障害者誘導用ブロックの敷設			

##### 備考

- 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 2 適合状況欄は、次により記入してください。
  - …整備基準に適合しているとき。
  - ×…整備基準に適合していないとき。
  - △…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。
  - ／…整備基準の適用がないとき。
- 3 この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書又は特定公共的施設新築等届出書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。

様式第1号（その5）（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公共的施設整備計画表（建築物以外の路外駐車場）

路外駐車場の名称	
面積及び駐車台数	駐車のために供する部分の面積      m <sup>2</sup> 、駐車台数      台

1 出入口

整備基準		内 容	適合状況	※摘 要
1以上の出入口	幅80cm以上	幅            cm		
	車いす使用者が容易に通過可能な構造の戸	自動・引戸・開戸・(      )		
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			

2 駐車場

整備基準		内 容	適合状況	※摘 要	
車いす使用者用駐車施設の設置		か所			
車いす使用者用駐車施設	出入口に近い位置への設置				
	幅350cm以上	幅            cm			
	当該駐車施設又はその付近への車いす使用者用駐車施設の設置の表示				
車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	幅員120cm以上	幅員            cm			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料			
	高低差がある場合の傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置	傾斜路・昇降機			
	傾斜路	手すりの設置			
		粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
		識別しやすい傾斜路			
		幅120cm（階段併設の場合90cm）以上	幅            cm		
勾配1/12（高さ16cm以下の場合1/8）以下					
高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高低差      cmごと 踏幅            cm				

備考

- 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 適合状況欄は、次により記入してください。
  - …整備基準に適合しているとき。
  - ×…整備基準に適合していないとき。
  - △…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。
  - ／…整備基準の適用がないとき。
- この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書又は特定公共的施設新築等届出書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。



適合証交付請求書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

請求者 住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

静岡県福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、適合証の交付を請求します。

1 公共的施設の概要

(1) 名 称			
(2) 所 在 地			
(3) 特定公共的施設新築等届出書			
ア 受付番号	第	号	
イ 受付年月日	年	月	日
(4) 種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園等・路外駐車場		
(5) 主要用途			
(6) 工事種別			
ア 建築物	新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え		
イ 建築物以外	新設・その他( )		
(7) 規 模 等			
ア 建築物	新築等の部分	既存部分	合計
公共的施設の用途に供する部分の床面積	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
公共的施設の用途に供する部分以外の床面積			( m <sup>2</sup> )
合計(延べ面積)			( m <sup>2</sup> )
共同住宅の戸数			( 戸 )
イ 公共交通機関の施設	(1日当たりの平均乗降客数		人)
ウ 道 路		(延長	m)
エ 公 園 等		(敷地面積	m <sup>2</sup> )
オ 路外駐車場	(駐車のに供する部分の面積		m <sup>2</sup> )
(8) 工事完了年月日	年	月	日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資 格  
(2) 氏 名  
(3) 事務所の名称  
(4) 所 在 地 〒  
(5) 電 話 番 号

※受付欄	※決裁欄	※適合証交付欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

## (裏面)

## 備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を○で囲んでください。
- 2 1の(3)には、特定公共的施設新築等届出書を提出していない場合は、記入の必要はありません。
- 3 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 4 公共的施設の種別に応じて、次の表に掲げる図書を添付してください。ただし、特定公共的施設新築等届出書又は特定公共的施設新築等変更届出書を提出している場合は、当該届出書の副本をもってこれらの図書に代えることができます。

## (1) 建築物

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(建築物)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法

## (2) 公共交通機関の施設

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(公共交通機関の施設)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、階段、昇降機、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法

## (3) 道路

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(道路)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置、寸法及び土地の高低

## (4) 公園等

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(公園等)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

## (5) 建築物以外の路外駐車場

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(建築物以外の路外駐車場)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

特定公共的施設新築等届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

静岡県福祉のまちづくり条例第20条第1項の規定により、特定公共的施設の新築等の内容を届け出ます。

1 特定公共的施設の概要

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 種 類 建築物・公共交通機関の施設・公園等・路外駐車場

(4) 主要用途

(5) 工事種別

ア 建築物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え  
イ 建築物以外 新設・その他( )

(6) 規模等

ア 建築物	新築等の部分	既存部分	合計
公共的施設の用途に供する部分の床面積	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
公共的施設の用途に供する部分以外の床面積			( m <sup>2</sup> )
合計(延べ面積)			( m <sup>2</sup> )
共同住宅の戸数			( 戸 )
イ 公共交通機関の施設	(1日当たりの平均乗降客数		人)
ウ 公園等		(敷地面積	m <sup>2</sup> )
エ 路外駐車場	(駐車のために供する部分の面積		m <sup>2</sup> )

(7) 工事着手予定年月日 年 月 日

(8) 工事完了予定年月日 年 月 日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資 格  
(2) 氏 名  
(3) 事務所の名称  
(4) 所 在 地 〒  
(5) 電 話 番 号

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

## (裏面)

## 備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を○で囲んでください。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 3 特定公共的施設の種類のに応じて、次の表に掲げる図書を添付してください。ただし、特定公共的施設の種類の種類が建築物である場合において、この届出書を建築確認申請書と同時に提出し、かつ、条例第15条第1項本文に規定する措置の内容が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、付近見取図、配置図及び各階平面図を省略することができます。

## (1) 建築物

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表 (建築物)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法

## (2) 公共交通機関の施設

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表 (公共交通機関の施設)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、階段、昇降機、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法

## (3) 公園等

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(公園等)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

## (4) 建築物以外の路外駐車場

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表 (建築物以外の路外駐車場)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

特定公共的施設新築等変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
 氏名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕  
 電話番号

静岡県福祉のまちづくり条例第20条第2項の規定により、先に届け出た特定公共的施設の新築等の内容について次のとおり変更したいので届け出ます。

1 特定公共的施設新築等届出書

(1) 受付番号 第 号  
 (2) 受付年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 代理者（設計者等）の連絡先


- (1) 資格
- (2) 氏名
- (3) 事務所の名称
- (4) 所在地 〒
- (5) 電話番号

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考

- 1 変更の内容を記載した図書を添付してください。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。

(表面)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、静岡県福祉のまちづくり条例第22条第1項の規定による 立入調査又は質問をする職員であることを証明する。	
年 月 日交付	
静岡県知事 氏 名 	

(裏面)

静岡県福祉のまちづくり条例抜すい
(報告の徴収及び立入調査)
第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出をした者(すべき者を含む。)に対し、当該特定公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該特定公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

# 静岡県福祉のまちづくり条例 適合証交付制度のあらまし

静岡県福祉のまちづくり条例に定める整備基準に適合するよう建築物等を整備した場合には、「適合証」の交付を請求することができます。

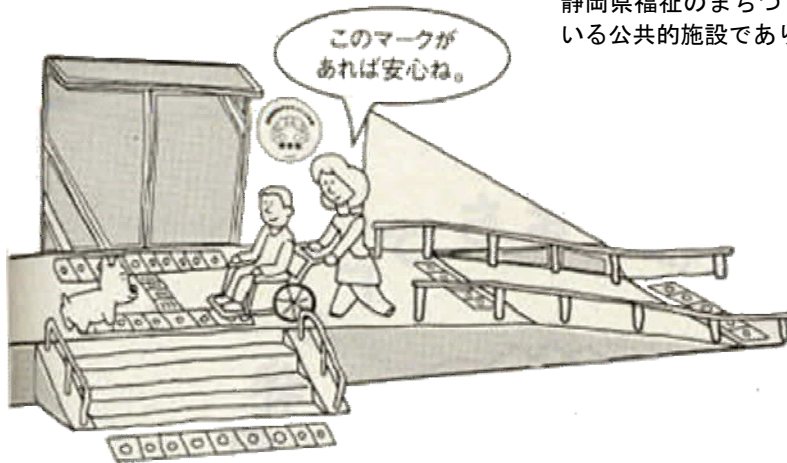
「適合証」は、障害者や高齢者をはじめ、全ての人が安全で利用しやすいように配慮された施設であることの<sup>あかし</sup>証となるものです。

県ではこの「適合証」が街中のいたるところで見られるようなだれもが住みよい福祉のまちづくりを、県民、事業者の皆さんと協力して推進していきます。

## 対象施設

静岡県福祉のまちづくり条例に定める整備基準を満たしている公共的施設であり、新設・既設を問いません。

- 公共的施設とは；  
不特定多数の人が利用する建築物、駅舎、道路、公園、路外駐車場等です。
- 整備基準とは；  
障害者や高齢者を含む全ての人が公共的施設を安全で円滑に利用することができるための施設整備の基準で、出入口、廊下、階段、便所、エレベーター、敷地内の通路、駐車場の仕様等を定めています。



## 申請方法

「適合証」の交付を受けたい場合は、「適合証交付請求書」を市町の窓口へ提出してください。

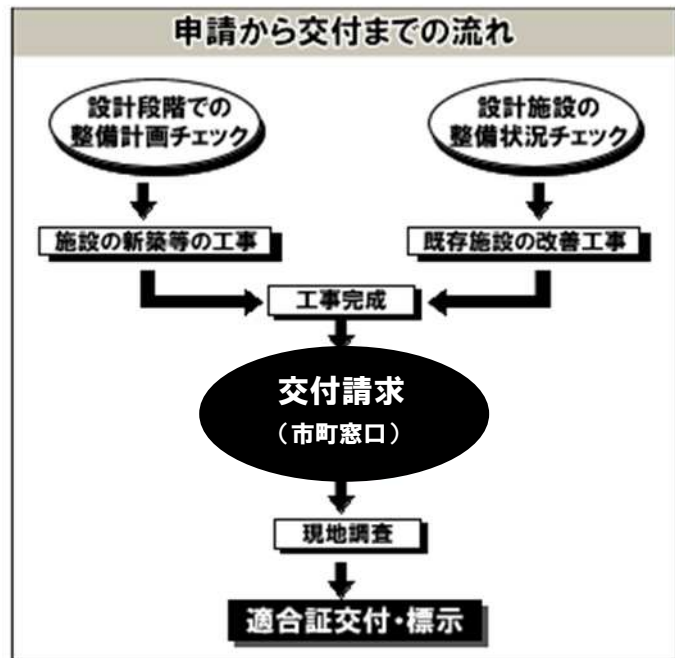
交付請求にあたっては、事前に公共的施設整備計画表（チェックリスト）により整備基準への適合状況を把握されることをお勧めします。

請求用紙及び公共的施設整備計画表は、県地域福祉課ホームページに掲載しています。

## 標示方法

「適合証」は、大勢の人が利用する出入口などのわかりやすい位置に標示してください。

## 申請から交付までの流れ



## 問い合わせ

静岡県健康福祉部地域福祉課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL. 054-221-3525

# みんなにやさしいマークです。

体に障害のある方やお年寄りなど、すべての人が安心して利用できる施設のマークができました。このマークのついている施設は、みんなにやさしい施設です。



問い合わせ先／静岡県健康福祉部地域福祉課 TEL. 054-221-3525



静岡県福祉のまちづくり  
条例に関する事務の手引  
逐条解説

令和5年4月発行

静岡県健康福祉部地域福祉課  
静岡県くらし・環境部建築確認検査室  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
電話番号 054-221-3525  
E-mail : [chifuku@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:chifuku@pref.shizuoka.lg.jp)

